

大阪市生活支援型食事サービス事業の利用申請に係る考え方 及びケアプラン等の記載内容について

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

生活支援型食事サービス事業は、要介護者又は要支援者であって、単身又はこれらの者だけで構成する世帯の者で、ケアプラン又は介護予防プラン等により買い物や調理ができず食事の確保が困難であること又は栄養改善の必要性が認められるとともに、配食による安否確認が必要であると判断される者が利用できる安否確認サービスです。

利用希望者は、配食事業者を通じて利用申請書及びケアプラン又は介護予防プラン等を大阪市に提出し、大阪市の審査・決定を経て、サービスを利用することとなります。（利用上限食数 要介護者：1日2食 要支援者：原則1日1食）

審査では、ケアプラン又は介護予防プラン等をもとに、利用希望者の状況及び親族支援等のインフォーマルを含め他のサービスとの調整の結果が、真に必要な曜日・時間に設定されているか、次のとおり確認を行います。

1 ケアプラン[第1、2表] 及び 介護予防プラン[A～C表]

利用者の要件に該当する具体的な記載があること

【世帯状況（同居者構成）】

・単身要介護(要支援)者世帯又は要介護(要支援)者・重度障がい者のみの世帯で家族支援がない又は困難

※同居者がいる場合は、就労や就学等のやむを得ない事情により対象者がその間独居状態となる事由

【配食の必要性】

・買い物や調理ができず食事の確保が困難、又は栄養改善の必要性

【安否確認の必要性】

・下肢筋力の低下や疾病等により転倒のリスクがある、又は外出困難（閉じこもりがちな状況）

※サービス内容や具体的な支援の内容への記載例

例) 配食を通じて手渡しによる安否確認を行い、不足している栄養を補うため配食による栄養改善を図る

2 週間サービス計画表（ケアプラン[第3表] 及び 介護予防プラン[D表]）

親族支援等のインフォーマルサービスを含め他サービスの状況がもれなく記載されており、利用調整の結果が明確に確認で

